

11月は「ねんきん月間」です



平成17年完全生命表によると、日本人の平均寿命は男性78・56歳、女性は85・52歳となっております。

誰にでも訪れる長い老後の生活。あなたはどのような生活設計を考えますか。

「ねんきん月間」は、国民の一人ひとりが、年金を身近で大切なものとして考え、公的年金制度の意義や役割を正しく認識し、年金制度に対する理解と信頼を得るために設けられました。

年金制度の周知・広報と連動して、年金加入記録の提供や年金相談などのサービス提供の充実を図るとともに、国民の年金権を確保するために公的年金制度の加入意義や保険料の納付義務について理解を求め、国民年金保険料の収納対策を推進するものです。

長い間働いて現在年金を受給しているあなた、いま年金に加入しているあなた、これから加入しようとしているあなた。役割はそれぞれ違っても主人公はあなた自身です。

この機会に、年金を身近で大切なものとして、みつめてみませんか。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書を送付します

生命保険会社などが発行する控除証明書と同様に、国民年金保険料の控除証明書を11月上旬(または、平成20年2月上旬)に送付いたします。

控除証明書は、平成19年中に納付していただいた国民年金保険料の納付額を証明する書類です。

この証明書には、平成19年1月から9月までの間に納付された国民年金保険料額(口座振替者は10月1日引き落とし分まで)と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額を記載しています。

年末調整・確定申告の際には、この証明書や領収証書が必要となりますので、申告を行ううまで大切に保管してください。

平成19年10月から12月まで

の間に、今年初めて国民年金保険料を納付された方につきましては、この証明書の発送は平成20年2月上旬の予定となっておりますので、ご了承ください。

家族の国民年金保険料を納付した時も、社会保険料控除の適用になりますので、納付された方がその保険料額を申告することができず。

この証明書に関するお問い合わせ窓口は、☎0570-009911となっております。

《お問い合わせ受付期間》

11月1日(木)～

平成20年3月14日(金)

(平日午前9時～午後5時)

※証明書および領収証書を紛失された場合は、高知社会保険事務局幡多事務所(☎34-1616)までご相談ください。

休日・時間外の年金相談のお知らせ(11月)

場所

高知社会保険事務局幡多事務所

*毎週月曜日は時間外年金相談日

●11月5日(月)・12日(月)・19日(月)・26日(月)は午後

7時まで受付時間を延長して年金相談を行っています。
*休日における年金相談日
●11月10日(土)・11日(日)・24日(土)・25日(日)は午前9時30分から午後4時まで年金相談を行っています。

○お問い合わせ

高知社会保険事務局幡多事務所

☎34-1616

ひとりの一票 みんなの一票 高知へ一票!

11月25日(日)は高知県知事選挙の投票日です

投票日当日に投票所へ行けない方は、期日前投票をしましょう。

《期日前投票》

期間 11月9日(金)～11月24日(土)

時間 午前8時30分～午後8時

場所 ●保健福祉センター1階 会議室(大方庁舎前)
●役場佐賀庁舎1階 町民室

■選挙についてのお問い合わせ

黒潮町選挙管理委員会

☎43-2825(直通)



最低賃金改正のお知らせ

平成19年10月26日から、高知県最低賃金は、**1時間622円**です。

■最低賃金についてのお問い合わせ

高知県労働局 賃金室 ☎088-885-6024

四万十労働基準監督署 ☎35-3148